

【新型コロナウイルス感染症】ナイジェリア政府によるワクチン接種の再開

令和3年8月8日
在ナイジェリア日本国大使館

【ポイント】

○報道によれば、ナイジェリア一次医療促進局(NPHCDA)は8月7日、ワクチン接種の第2段階を8月10日から再開する旨発表しました。

○当面の接種会場はアブジャの Federal Medical Centre で、今回提供されるワクチンはモデルナ製ワクチンとなる由です。

【本文】

1. ナイジェリアでの新型コロナ・ワクチン接種の再開

(1)報道によれば、ナイジェリア一次医療促進局(NPHCDA)は8月7日、新型コロナウイルス・ワクチン接種に関して、第2段階の接種を8月10日から開始すると発表しました。

この発表によれば、当面の接種会場はアブジャ・ジャビ地区の「Federal Medical Centre」となり、ワクチンはこのほど米国から提供されたモデルナ製ワクチンが用いられる由です。

(2)当国におけるワクチン接種の費用は無料です。ワクチン接種は日本と同様に、強制ではなく、あくまで御本人の意思に基づき、接種を受けていただくものとなります。

ワクチン接種を希望される方は、NPHCDA の特設ホームページ (<https://www.vaccination.gov.ng/>) から登録を行う必要があります。その他、当地におけるワクチン接種の留意事項、接種会場等の詳細にかかわる照会は、以下に願います。

【NPHCDA ホームページ】: www.nphcda.gov.ng

【電話】 0700 220 1122

【Email】 info@nphcda.gov.ng

(3)当国にはワクチン接種による副作用に対する補償制度はありません。また、日本政府による補償制度も適応になりません。このことから、接種を希望される在留邦人の皆様におかれましては、必要に応じて医療機関などに御相談の上、各自の責任でワクチン接種について御判断願います。また、副作用に伴い治療費が発生する場合、加入済みの海外傷害旅行保険の対象になるか予め御確認ください。

2. 新型コロナ・ワクチン接種後の対応

日本政府は、ワクチン接種後の感染防止対策について、「接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。接種後も『3つの密(密集・密接・密閉)』の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。」と、感染防止対策を継続することよう推奨しています。

3. 一時帰国の際のワクチン接種

8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業が実施されています。

詳細及び予約は以下の外務省ホームページを御参照ください。

【事業について】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/.vaccine.html>

【予約特設サイト】<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

4. このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○本件連絡先

在ナイジェリア日本国大使館(領事班/医務班)

Consular Section, Embassy of Japan

所在地: No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話: (234) (0) 90-6000-9019

: (234) (0) 90-6000-9099

(通常の電話受付時間: 土日祝日を除く、08:00~12:00、13:00~17:30)

メール: visanigeria@la.mofa.go.jp